

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ- グローバル・フューチャーズ・セレクション 満期時豪ドル建元本確保型ファンド

ケイマン籍オープンエンド契約型外国投資信託(単位型)

償還運用報告書(全体版)

計算期間(最終期)

自 2017年 8 月 1 日

至 2018年 3 月29日

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)は、2018年3月29日に信託期間が終了いたしました。

ここに運用状況と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

当ファンドの仕組みは以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープンエンド契約型外国投資信託(単位型)	
信託期間	原則として2018年3月31日まで ^(注1)	
運用方針	クレディ・スイス・インターナショナルが発行する社債(以下「本社債」といいます。) ^(注2) に受益証券の発行手取金のほぼ全額を投資することを通じて、ケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社として登録された会社であるRPM SPCの分別ポートフォリオであるRPM SPCグローバル・フューチャーズ・セレクション・エンハンスド・リスク分別ポートフォリオ(以下「グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオ」といいます。)の実績に連動する、本社債満期日に豪ドル建で100%の元本確保がついたリターンを受益者に提供しました。	
ファンドの主要投資対象	当ファンド	本社債に投資しました。
	グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオ	主に株価指数、金利、通貨、金属、農産物、穀物、エネルギーおよび債券を含みますがこれらに限定されない広範な市場にわたり、先物、オプション、スポット、スワップおよび先渡契約等のデリバティブ商品に投資しました。
当ファンドの運用方法	主に本社債に投資することにより運用しました。	
分配方針	分配は予定されておらず、その方針に基づき分配を行いませんでした。	

(注1)信託期間は原則として2018年3月31日までとされていましたが、同日が土曜日であり、同月30日もシドニーにおいて銀行が営業している日でないため、当ファンドは同月29日に終了しました。

(注2)本社債は、以下の2種類の資産に対する想定エクスポージャーを有します。

(i)グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオ(積極運用部分)、および

(ii)現金ポートフォリオ(安定運用部分)

管理会社

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

代行協会員

クレディ・スイス証券株式会社

目 次

	頁
I. ファンドの設定以来の運用の経過および運用状況	1
1 ファンドの運用の経過(2010年3月31日～2017年7月31日)	1
2 費用の明細	4
3 運用状況	5
II. ファンドの経理状況	10

(注1) 豪ドルの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=80.24円)によります。以下同じです。

(注2) 当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。

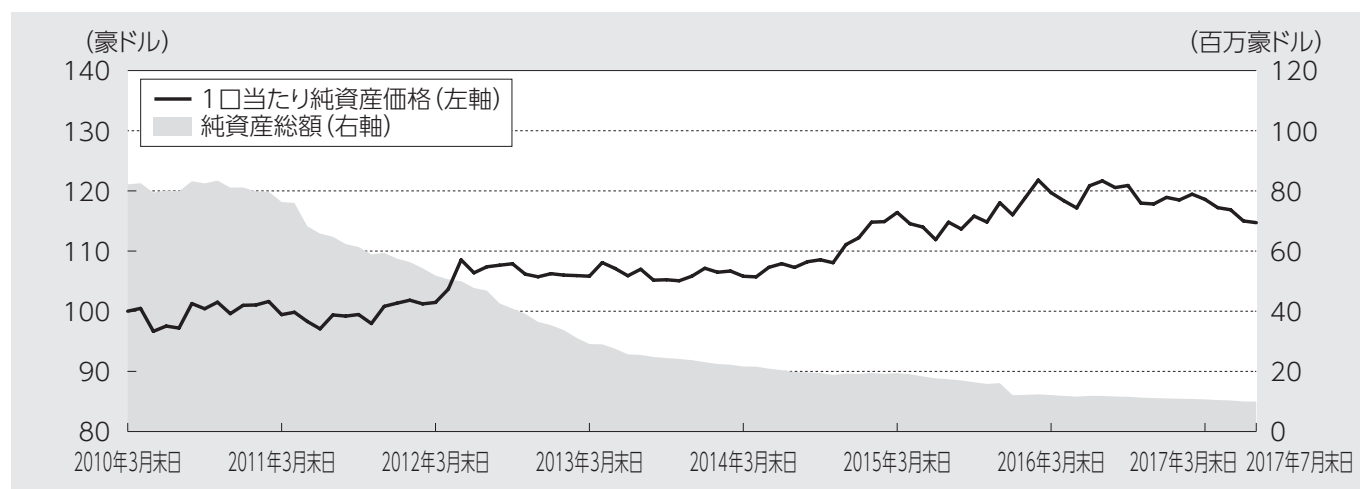
(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、8月1日に始まり7月末日に終わる期間を指します。ただし、第1会計年度は2010年2月3日に始まり2010年7月31日に終了した期間を指します。

I. ファンドの設定以来の運用の経過および運用状況

1 ファンドの運用の経過(2010年3月31日～2017年7月31日)

設定以来の1口当たり純資産価格等の推移について(2010年3月末から2017年7月末まで)



1口当たり純資産価格		騰落率(%)
第1期末 97.20豪ドル	第2期末 99.38豪ドル	2.24
第2期末 99.38豪ドル	第3期末 107.38豪ドル	
第3期末 107.38豪ドル	第4期末 106.98豪ドル	-0.37
第4期末 106.98豪ドル	第5期末 107.28豪ドル	0.28
第5期末 107.28豪ドル	第6期末 114.80豪ドル	
第6期末 114.80豪ドル	第7期末 121.66豪ドル	5.98
第7期末 121.66豪ドル	第8期末 114.72豪ドル	
		-5.70

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものと計算しております。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しております。以下同じです。なお、当ファンドは2018年3月29日まで分配の実績はありません。

(注3) ベンチマーク及び参考指数は設定されていません。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

当ファンドは受益証券の発行手取金のほぼ全額をパフォーマンス連動債券へ投資することを通じて、RPM SPC グローバル・フューチャーズ・セレクション・エンハンスド・リスク分別ポートフォリオ(以下「グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオ」といいます。)への投資機会を提供しました。パフォーマンス連動債券は、グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオのパフォーマンスに連動する「積極運用部分」と、ファンドの元本確保確定日(2018年2月28日)以降、満期償還日(2018年3月31日)まで^(注)豪ドル建元本確保を目指す「安定運用部分」により構成されています。信託期間を通じてグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは下落したことから、積極運用部分は信託期間を通じて下落しました。他方、豪ドル金利は、3～7年のスワップ金利でみて、信託期間を通じて概ね低下したことなどから、安定運用部分は信託期間を通じて上昇しました。

(注) 満期償還日は原則として2018年3月31日とされていましたが、同日が土曜日であり、同月30日もシドニーにおいて銀行が営業している日でないため、同月29日に満期償還されました。

分配金

(イ) 分配方針

当ファンドに関し、受益者に対し分配金を支払わない方針です。結果的に、当ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲイン(もしあれば)は当ファンドの純資産価額に反映されます。

(ロ) 分配の推移

該当事項ありません。

投資環境

第1期(2010年3月31日～2010年7月31日)

当期のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは、主に長期金利が急低下した影響により、2010年4月に上昇してスタートしました。しかし、スペインの信用格付の格下げをめぐり、リスク回避の動きが強まると、市場では不安定感が増し、グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは大幅に下落しました。2010年6月以降は、欧州財政問題により、リスク回避の動きが続きました。とりわけ、エネルギー関連の市場は、振れ幅の大きい相場となりました。グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは当期末にかけて下落しました。

第2期(2010年8月1日～2011年7月31日)

当期のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは、良好なマクロ経済指標、米国の量的緩和第2弾(QE2)をめぐる投機的な動きなどが市場の上昇トレンドに拍車をかけ、上昇してスタートしました。2010年11月以降は中国経済の減速、欧州の債務危機に対する懸念の高まりなどから、リスク回避の動きが強まり、上値の重い展開となりました。2011年1月以降は、下落基調が続く中、2011年7月には継続的な下落トレンドを捉え、当期末にかけて、グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは上昇しました。

第3期(2011年8月1日～2012年7月31日)

当期のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは2011年10月までマイナスのパフォーマンスが続き、2011年11月以降はリスクを選好する動きとリスク回避的な動きを捉えたことなどにより、パフォーマンスは徐々に回復しつつありましたが、当期末では前期末に比べマイナスとなりました。

第4期(2012年8月1日～2013年7月31日)

当期のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは、米国で量的緩和第3弾(QE3)導入の決定や、急速な財政緊縮策政策への懸念から不安定な市場環境となる中、主に債券、エネルギーの各セクターがマイナスに寄与し、期初から2012年11月末まで続落しました。その後、一時、パフォーマンスが持ち直しましたが、再び米国の量的緩和政策の縮小観測が高まり、当期末のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは前期末を下回る水準となりました。

第5期(2013年8月1日～2014年7月31日)

当期のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは、シリア情勢が悪化する中、リスク回避の動きが強まり下落基調でスタートしました。その後、米金融緩和政策の縮小観測が後退したことなどから、2013年末には前期末を上回る水準に上昇しました。2014年1月以降は、ウクライナ情勢が緊迫化などにより、ボラティリティの高い市場環境となり、2014年4月までマイナスの月次パフォーマンスが続きました。5、6月には、欧米の金融緩和縮小観測が後退し、パフォーマンスが一部回復しましたが、当期末は前期末を下回る水準となりました。

第6期(2014年8月1日～2015年7月31日)

当期は、セクター別では、株価指数、農産物、新興国通貨、短期金利セクターなどが不調であったものの、債券、エネルギー、金属、通貨の各セクターがプラスに作用しました。戦略別では、トレンド・フォロー戦略、短期トレーディング戦略ともにプラスに作用しましたが、とりわけトレンド・フォロー戦略が好調でした。

第7期(2015年8月1日～2016年7月31日)

当期は、セクター別では通貨、農産物、新興国通貨、金属セクターなどが不調であったものの、エネルギー、債券、株価指数の各セクターがプラスに作用しました。戦略別では、トレンド・フォロー戦略、短期トレーディング戦略ともにプラスに作用しましたが、とりわけ短期トレーディング戦略が好調でした。

第8期(2016年8月1日～2017年7月31日)

当期はトランプ氏が米大統領選挙戦を優勢に進め、2017年1月に米大統領に就任しました。保護主義が勢いを増すなかで、仏大統領選挙や、英国がEUに対し正式に離脱を通知したことなどをめぐり不安定な市場環境となりました。また、シリアのアサド政権による化学兵器の使用疑惑をめぐる問題、北朝鮮の核・ミサイル問題などをめぐり、地政学リスク、政治リスクが高まりました。このような中、グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは概ね下落基調で推移しました。

最終期(2017年8月1日～2018年3月29日)

当期は良好な米マクロ経済指標や大型減税を含む米税制改革法案成立への期待の高まりなどから米国株式市場は堅調を維持し、一部の米主要株価指数は過去最高値を更新しました。このような中、グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオは、緩やかながらも上昇基調で推移していましたが、2018年2月に米長期金利の上昇をきっかけに米国株が大幅に調整し世界的にリスク回避の動きが強まったことにより2月末には前期末を下回る水準となりました。

当ファンドのポートフォリオ

当ファンドは、設定当初から豪ドル建てのパフォーマンス連動債券の組入を高位に維持してきましたが、2018年2月末にパフォーマンス連動債券による運用を終了しました。このため、2018年3月から償還までは現金のみのポートフォリオとなりました。

当ファンドのベンチマークとの差異

当ファンドの運用方針に対し、適切に比較できる指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設定しておりません。

2 費用の明細

項目	項目の概要	
①販売報酬 ^(注1)	本社債(以下に定義します。)により支払われる想定発行額(発行価格ならびに2010年4月(当該月を含みます。)から2018年2月(当該月を含みます。)までの毎月、各月の最終営業日および2018年2月28日に予定される社債の最終評価日となる最終課金日(以下、それぞれの日を「報酬計算日」といいます。)における発行済受益証券数の積に基づき当該報酬計算日と同日の評価日に買戻しが請求されている受益証券を控除せずに計算されます。以下同じです。)の年率0.30%	受益証券の日本における販売・買戻し業務の対価
②代行協会員報酬 ^(注1)	本社債により支払われる想定発行額の年率0.10%	代行協会員業務の対価
③報酬代行報酬 ^(注1)	設立費用報酬(ファンド設立時に発生): 発行手取金の0.38% 運営費用報酬: 想定発行額の年率0.44%	ファンドの設立費用および運営費用の支払代行業務の対価
④その他の費用	借入金の利息、保険費用および訴訟費用等	
⑤グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオの費用		
⑤-1 運用報酬	該当する暦月間のグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオの平均純資産総額の0.267%(年率約3.2%)に相当する金額の月次報酬(例えば、パフォーマンス連動債券における積極運用部分に対する想定上の当初配分が25%であったと仮定した場合、ファンドへの当初投資額に対して概ね年間0.8%の運用報酬が当初課されます。その後、ファンドにおけるグローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオへの連動率の変動に伴いこの手数料負担が変動します。)	グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオへの助言、投資運用業務の対価
⑤-2 トレーディング・アドバイザー報酬	通常、当該トレーディング・アドバイザーの取引資産の月率0.1667%(年率約2%)に相当する運用報酬、および、通常、トレーディング利益 ^(注2) の約20%に相当する成功報酬 ^(注3)	グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオにおける投資運用業務の対価
⑤-3 その他の報酬	グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオの管理事務代行報酬、設立および営業報酬ならびにその他の一般経費	グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオの管理、会計、登録名義書換代行業務および純資産額の計算等の対価

(注1) 本社債は、当初5年間は上限年率3.30%、その後は上限年率2.15%の本社債の元本額に対する想定上の固定クーポンを支払いますが、このうち上限年率1.40%は、販売報酬、代行協会員報酬および報酬代行報酬に充当されます。なお、当該クーポンは、ファンドには支払われません。

(注2) 「トレーディング利益」とは、特定の採用トレーディング・アドバイザーに対し取引につき割当てられた純資産に対する(実現および未実現)損失を差引いた(実現および未実現)利益で、ブローカー手数料および運用報酬を差引いた後(ただし、適用される発生済の成功報酬および管理事務費用を控除する前)の利益をいいます。

(注3) 特定の採用トレーディング・アドバイザーに支払われる運用報酬および/または成功報酬は、トレーディング・アドバイザーに支払われる通常の料率とは大幅に異なる場合があります。

3 運用状況

(1) 投資状況

(2018年3月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
現金・その他の資産 (負債控除後)		0.00	—
合計 (純資産総額)		0.00	—

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

2018年3月22日に全て償還済みであり、2018年3月29日現在、該当事項ありません。

② 投資不動産物件

2018年3月29日現在、該当事項ありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2018年3月29日現在、該当事項ありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2010年7月末日)	79,869,693.80	6,408,744	97.20	7,799
第2会計年度末 (2011年7月末日)	64,736,861.71	5,194,486	99.38	7,974
第3会計年度末 (2012年7月末日)	46,842,417.33	3,758,636	107.38	8,616
第4会計年度末 (2013年7月末日)	25,464,341.68	2,043,259	106.98	8,584
第5会計年度末 (2014年7月末日)	19,749,020.70	1,584,661	107.28	8,608
第6会計年度末 (2015年7月末日)	17,386,049.26	1,395,057	114.80	9,212
第7会計年度末 (2016年7月末日)	11,835,447.36	949,676	121.66	9,762
第8会計年度末 (2017年7月末日)	9,964,941.76	799,587	114.72	9,205
最終期末 (2018年3月29日)	0	0	0	0
2017年4月末日	10,464,871.36	839,701	117.21	9,405
2017年5月末日	10,340,135.36	829,692	116.86	9,377
2017年6月末日	10,000,762.56	802,461	115.00	9,228
2017年7月末日	9,964,941.76	799,587	114.72	9,205
2017年8月末日	9,904,632.56	794,748	115.30	9,252
2017年9月末日	9,750,782.56	782,403	114.04	9,151
2017年10月末日	9,916,652.56	795,712	115.98	9,306
2017年11月末日	9,807,250.96	786,934	115.62	9,277
2017年12月末日	9,832,258.26	788,940	116.23	9,326
2018年1月末日	9,944,762.96	797,968	117.56	9,433
2018年2月末日	9,638,547.16	773,397	113.94	9,143
2018年3月29日	0	0	0	0

② 収益率の推移

計算期間	収益率 (注)
第 1 会計年度	-2.80%
第 2 会計年度	2.24%
第 3 会計年度	8.05%
第 4 会計年度	-0.37%
第 5 会計年度	0.28%
第 6 会計年度	7.01%
第 7 会計年度	5.98%
第 8 会計年度	-5.70%
最終期 (2018年 3月29日)	—

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 当該会計年度末の 1 口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格

* 第 1 会計年度の場合は、

b = 当初発行価格 (100豪ドル)

(4) 販売及び買戻しの実績

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	821,730 (821,730)	0 (0)	821,730 (821,730)
第2会計年度	0 (0)	170,300 (170,300)	651,430 (651,430)
第3会計年度	0 (0)	215,180 (215,180)	436,250 (436,250)
第4会計年度	0 (0)	198,210 (198,210)	238,040 (238,040)
第5会計年度	0 (0)	53,960 (53,960)	184,080 (184,080)
第6会計年度	0 (0)	32,640 (32,640)	151,440 (151,440)
第7会計年度	0 (0)	54,160 (54,160)	97,280 (97,280)
第8会計年度	0 (0)	10,420 (10,420)	86,860 (86,860)
最終期	0 (0)	3,990 (3,990)	82,870 (82,870)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度における販売口数は、当初申込期間中に販売された口数を含みます。

(5) ファンドの現況

純資産額計算書

(2018年3月29日現在)

	豪ドル (IVを除く)	円 (単位: 千円 (IV、Vを除く))
I. 資産総額	9,442,208	757,643
II. 負債総額	9,442,208	757,643
III. 純資産総額 (I - II)	—	—
IV. 発行済口数	—	—
V. 1口当たり純資産価格 (III/IV)	—	—

Ⅱ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの清算時の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計方針に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=80.24円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

受託会社への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIのサブ・トラストであるグローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド（以下、「トラスト」という）の、2018年3月29日（運用を終了した日）現在の貸借対照表および要約版の投資有価証券明細表等ならびに2017年8月1日から2018年3月29日（運用を終了した日）までの期間における損益計算書、純資産額変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報などの注記について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表はすべての重要な点において、2018年3月29日（運用を終了した日）現在のトラストの財務状況ならびに2017年8月1日から2018年3月29日（運用を終了した日）までの期間における業績およびキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して適正に表示している。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。それらの基準を元にした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の倫理規程（以下「IESBA規定」という）ならびにケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従ってトラストから独立し、またこれらの要件およびIESBA規定に従ってその他の倫理的責任を果たした。当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する 運営者および統治責任者の責任

運営者は、これらの財務諸表を、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成し、公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成に必要な内部統制を決定することが含まれる。

財務諸表の作成にあたり、運営者は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者がトラストを清算する、もしくは、事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統治責任者はトラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、ISAsに従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は不正行為または誤謬により生じることがあり、個別もしくは全体的に、これらの財務諸表に基づいた経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予測される場合には重要だと判断される。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また当監査法人は：

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクを発見および評価し、これらのリスクに応じた監査手続きを策定し実施する。そして監査意見表明の根拠を提示するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得る。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。
- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。
- 運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性を判断する。そして監査で得た証拠を基に、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念が生じるような、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズ・トラストの継続企業としての存続を停止する可能性もあり得る。
- 財務諸表の全体の体裁、構成および開示内容を含む内容、そして財務諸表が原取引や事象の適正表示をしているかどうかを評価する。

当監査法人は、統治責任者と、特に監査の計画範囲とタイミング、そして重要な監査所見に関して連絡を取り合う。これには、当監査法人が監査の間に特定する内部統制の著しい欠陥も含まれる。

2018年9月28日



KPMG
P.O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY 1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Global Futures Selection Fund (Principal Protected on Maturity in AUD) (the "Trust"), a sub-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at March 29, 2018, the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the period August 1, 2017 to March 29, 2018, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at March 29, 2018, and its financial performance and its cash flows for the period August 1, 2017 to March 29, 2018 in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

As discussed in Note 1 to the financial statements, the Trust ceased operations on March 29, 2018 following the maturity of the Notes in accordance with the Notes maturity timeline stipulated in the Supplemental Information Memorandum. The Trustee resolved to wind up and dissolve the Trust following the authorization of these financial statements. Our opinion is not modified with respect of this matter.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

September 28, 2018

1 財務諸表
 (1) 貸借対照表

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
 (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

貸借対照表

2018年3月29日 (運用を終了した日)
 (豪ドルで表示)

	注記	2018年3月29日 (運用を終了した日) 現在		2017年7月31日	
		豪ドル	千円	豪ドル	千円
資産					
時価による投資取得価格：(費用 2018年3月29日：無し； 2017年7月31日：8,557,358豪ドル)	3	-	-	9,854,448	790,721
現金	8	9,442,208	757,643	6,443	517
投資による未収金		-	-	110,131	8,837
		9,442,208	757,643	9,971,022	800,075
負債					
未払報酬代行報酬	4	-	-	3,185	256
未払販売会社報酬	4	-	-	2,171	174
未払代行協会員報酬	4	-	-	724	58
未払買戻金	8	9,442,208	757,643	-	-
		9,442,208	757,643	6,080	488
純資産		-	-	9,964,942	799,587
純資産の内訳					
受益者資本	5	-	-	5,231,943	419,811
利益剰余金		-	-	4,732,999	379,776
		-	-	9,964,942	799,587
受益証券1口当たり純資産価格					
2018年3月29日：無し (2017年7月31日：86,860口)		-	-	114.72	9

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

2018年9月28日、受託会社の代表として承認した。

BNYメロン・ファンド・マネジメント (ケイマン) リミテッドを代表して
 グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
 (満期時豪ドル建元本確保型ファンド)

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
 (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

投資有価証券明細表

2018年3月29日 (運用を終了した日)
 (豪ドルで表示)

	2018年3月29日 (運用を終了した日)						比率 (%) 純資産
	元本		経費		時価		
	豪ドル	千円	豪ドル	千円	豪ドル	千円	
クレディ・スイス・インターナショナル (口数: 無し) 2018年3月支払期日 パフォーマンス連動債券	-	-	-	-	-	-	-

	2017年7月31日						比率 (%) 純資産
	元本		経費		時価		
	豪ドル	千円	豪ドル	千円	豪ドル	千円	
クレディ・スイス・インターナショナル (口数: 85,900口) 2018年3月支払期日 パフォーマンス連動債券	8,590,000	689,262	8,557,358	686,642	9,854,448	790,721	98.89

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

損益計算書

対象期間：2017年8月1日～2018年3月29日（運用を終了した日）
(豪ドルで表示)

注記	対象期間：2017年8月1日～ 2018年3月29日 (運用を終了した日)		終了の会計期間 2017年7月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
投資収益				
受取利息	41,321	3,316	78,740	6,318
費用				
報酬代行会社報酬	4	22,023	41,685	3,345
販売報酬	4	14,746	27,791	2,230
代行協会員報酬	4	4,915	9,264	743
		41,684	78,740	6,318
投資純損益		(363)	-	-
投資に係る実現および未実現純(損)益				
投資に係る未実現純益	3	1,232,406	195,195	15,662
投資に係る未実現損の変動	3	(1,297,090)	(831,974)	(66,758)
		(64,684)	(636,779)	(51,095)
運用による純資産の減額		(65,047)	(636,779)	(51,095)

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
 (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

純資産額変動計算書

対象期間：2017年8月1日～2018年3月29日（運用を終了した日）
 (豪ドルで表示)

	対象期間：2017年8月1日～ 2018年3月29日 (運用を終了した日)		終了の会計期間 2017年7月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
投資純損益	(363)	(29)	-	-
投資に係る未実現純益	1,232,406	98,888	195,195	15,662
投資に係る未実現損の変動	(1,297,090)	(104,079)	(831,974)	(66,758)
	(65,047)	(5,219)	(636,779)	(51,095)
資本取引				
会計期間／年度中における 買戻し	(9,899,895)	(794,368)	(1,233,726)	(98,994)
	(9,899,895)	(794,368)	(1,233,726)	(98,994)
会計期間／年度中における 純資産の減額				
	(9,964,942)	(799,587)	(1,870,505)	(150,089)
会計期間／年度始期現在の 純資産額				
	9,964,942	799,587	11,835,447	949,676
会計期間／年度末現在の純 資産額				
	-	-	9,964,942	799,587

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

キャッシュ・フロー計算書

対象期間：2017年8月1日～2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

	対象期間：2017年8月1日～ 2018年3月29日 (運用を終了した日)		終了の会計期間 2017年7月31日	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー：				
運用による純資産の減額	(65,047)	(5,219)	(636,779)	(51,095)
投資の売却益	9,789,764	785,531	1,261,129	101,193
現金を含まない追加 (削除) 科目				
投資に係る未実現損の変動	1,297,090	104,079	831,974	66,758
投資に係る未実現純益	(1,232,406)	(98,888)	(195,195)	(15,662)
現金以外の運用残高の増減純額				
投資による未収金	110,131	8,837	(27,402)	(2,199)
未払報酬代行報酬	(3,185)	(256)	(490)	(39)
未払販売会社報酬	(2,171)	(174)	(180)	(14)
未払代行協会員報酬	(724)	(58)	(60)	(5)
	9,893,452	793,851	1,232,997	98,936
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻しによる支出 (未払買戻金を差し引いた額)	(457,687)	(36,725)	(1,233,726)	(98,994)
会計期間／年度中における現金の増(減)額				
現金：会計期間／年度始期残高	6,443	517	7,172	575
現金：会計期間／年度末残高	9,442,208	757,643	6,443	517

添付の財務諸表に対する注記をご参照ください。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

1. トラストの設立

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド (以下、「トラスト」という) は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) II (以下、「マスター・トラスト」という) のサブ・トラストである。マスター・トラストは、2007年11月9日にケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2007年11月15日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2010年2月3日に設立され、2010年3月31日に運用を開始した。マスター・トラストの登録事業所は、ケイマン諸島、KY1-1206 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、72マーケット・ストリート、カッシア・コート、2階スイート2204 (Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman KY1-1206, Cayman Islands) に所在する。

トラストの投資目的は、受益者に対し、満期償還日 (当日を含む) まで受益証券が保有された場合、ケイマン諸島の分別ポートフォリオ会社として登録されている会社である、RPM SPC グローバル・フューチャーズ・セレクション・エンハンスド・リスク分別ポートフォリオ (以下、「グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオ」という) の実績に連動するリターンを提供することである。グローバル・フューチャーズ・セレクション・ポートフォリオの投資目的は、主にデリバティブ商品取引を通じて長期的な元本の成長を達成することである。トラストは実質上全ての資産をクレディ・スイス・インターナショナル (以下、「本社債発行体」という) が発行する償還時に豪ドル建てで100%の元本が確保されている社債 (以下、「本社債」という) に投資することで、投資目的の達成を追及する。トラストは、本社債への投資を通じて、国際先物市場、資本市場、および取引顧問 (「マネージド・フューチャーズ」管理会社とも表記) を通じたエクスポージャーの構築により、その成果を受益者に提供している。本社債は、その満期日 (2018年3月22日。以下、「本社債満期日」という) まで保有される。本社債発行体は、トラストの元本確保提供会社でもあり、このサービスの提供に対し報酬を受け取ることはない。

本社債の満期に伴い、トラストは2018年3月29日に運用を停止した。受託会社は、財務諸表の承認後、トラストが整理・解散することを望んでいる。

2010年3月5日、本社債発行体は別途定める元本確保證書 (以下、「本証書」という) を締結した。本証書に基づき本社債発行体は、BNYメロン・ファンド・マネジメント (ケイマン) リミテッド (以下、「受託会社」という) が受益者に対するあらゆる支払義務を適正かつ期限通りに履行することを、無条件かつ取消不能の形で保証する。本証書の条件に従い本社債発行体が支払いを行うべきときは、受託会社は本社債発行体が支払うべき額と同額を本社債発行体に対し支払う義務を負う (以下、「本義務」という)。受託会社が本社債発行体に対して負う本義務を全うするため、受託会社は、クレディ・スイス銀行のシンガポール支店 (以下、「保管銀行」という) に開設した担保口座および同口座に預け入れられた担保を用いて、本社債発行体への支払いを適時行う。

担保口座とは、担保を保管する目的において、トラストの受託会社の立場で資産保管会社に預託する、受託会社名義の資産保管口座である。担保とは、本社債およびその他の有価証券 (適時発行されるその他のあらゆる有価証券、仕組債、有価証券の価値、諸条件、本保証が適用される受益証券と実質的に同額となる発行総額などをいうが、これらに限らない) である。担保は、場合によってはトラストの原資産を構成し、あらゆる担保権、または2010年3月5日に締結された料金契約に従って請求される料金の支払いに充てられる。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

1. トラストの設立 (続き)

本社債の満期およびトラストの運用の終了に伴い、受益者に対するあらゆる支払義務は2018年3月29日以降に決済された。従って、本証書は無効となる。

トラストの投資活動は、クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド (以下、「管理会社」という) により管理される。トラストの関連当事者であるクレディ・スイス証券株式会社は、代行協会員である (以下、同社を「代行協会員」という)。みずほ証券株式会社は販売会社であり、唯一の受益証券保有者でもある (以下、同社を「販売会社」という)。別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産をいう。

2. 重要な会計方針

本財務諸表は、継続企業を前提として、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則 (以下、「米国GAAP」という) に従って作成されている。トラストは米国GAAPに基づく投資会社とみなされており、米国財務会計基準審議会 (FASB) の会計基準編纂書 (ASC) トピック 946「金融サービス-投資会社」 (以下、「ASC 946」という) に規定される、投資会社に適用される会計および報告指針に準拠している。トラストにより採用されている重要な会計方針は、以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたり、運営者は、財務諸表作成日現在の資産および負債の金額や偶発資産および偶発債務の開示、ならびに会計期間/年度中の収益および費用の金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

公正価値の見積りは、市場の状況および金融商品の情報に基づき特定の時点で行われる。これらの見積りはその性質上主観的なものであり、不確定要素および重要な判断に関する事項を含んでいるため、正確に算定することはできない。前提条件の変更は、見積りに大きな影響を与える可能性がある。

(b) 投資

投資取引は約定日ベースで計上され、約定日以降は、金融資産または金融負債の公正価値の変動に伴う損益が計上される。

本社債は、本社債発行体が公表する最新の評価値で評価される。しかしながら、通貨、適用金利、満期、市場性または管理会社が該当するとみなす他の検討事項に関して、管理会社が投資の公正な評価を反映するために調整が必要であると考えられる場合、管理会社は、受託会社の同意を得て、投資の評価額を調整することができる。

本社債には流通市場が存在しない。本社債発行体は本社債の価格を毎月公表し、受託会社の要請に応じて本社債の買戻しに同意している。売却価格は本社債発行体が公表した最新の評価額に基づく。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針 (続き)

(b) 投資 (続き)

投資売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。投資に係る未実現損益の変動額および実現額は、損益計算書に計上される。

(c) 現金

現金は、当初満期が3ヵ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

(d) 投資による未収金

投資による未収金とは、貸借対照表日までに決済されなかった投資による未収金のことを示す。

(e) 未払買戻金

未払買戻金は買い戻された受益証券に対する未払金であるが、財政状態計算書作成日の時点では決済されていない。

(f) 受益者資本

受託会社はトラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と補遺目論見書の規定に従い、トラストの資産を保有する。

(g) 受益証券1口当たり純資産価値

貸借対照表に開示される受益証券1口当たり純資産価値は、マスター・トラストの信託約款に従って、トラストの純資産額を会計年度末の発行済受益証券口数で除することにより計算される。

(h) 受取利息

受取利息は、発生時に計上される。

(i) 費用

投資の取得に際して発生し、その投資の取得原価に算入される取引費用を除き、すべての費用は発生主義により損益計算書に認識される。投資の売却により生じる取引費用は、売却による収入から控除される。

(j) 外貨

豪ドル以外の外貨による取引は、取引日の実勢為替レートで豪ドルに換算される。その他の通貨建てで組成されている資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。外貨に関わる取引から生じる実現／未実現損益がある場合には、損益計算書に計上される。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針 (続き)

(k) 税金

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、利益、所得またはキャピタル・ゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

運営者は、トラストの財務諸表作成過程において、タックス・ポジションが管轄税務当局により認められる可能性が「more-likely-than-not (50%超の可能性)」かどうかを判断するために、これまでのタックス・ポジション、または今後予想されるタックス・ポジションの評価を行う。

more-likely-than-notの識別閾を満たすタックス・ポジションは、トラストの財務諸表で計上される優遇措置の額を決定するために測定される。タックス・ポジションがmore-likely-than-notの識別閾を満たさないと判断された場合、トラストは所得税および関連の金利や罰金を損益計算書における税金費用として計上する。

過去に計上された税制上の優遇措置が計上されなくなった場合、トラストは税負担の計上が必要になることがあり、純資産額の減少につながる可能性がある。

タックス・ポジションがmore-likely-than-notの識別閾を満たさないと判断された場合、トラストは所得税および関連の金利や罰金を損益計算書における税金費用として計上する。過去に計上された税制上の優遇措置が計上されなくなった場合、トラストは税負担の計上が必要になることがあり、純資産額の減少につながる可能性がある。

運営者は、すべてのオープン・タックス・イヤーにおけるタックス・ポジション、および2017年8月1日から2018年3月29日までの会計年度に予想されるタックス・ポジションを、more-likely-than-notの基準に基づき分析し、その時点で終了した期間/年度におけるトラストの財務諸表について、所得税の計上は必要ないと判断した。オープン・タックス・イヤーとは管轄税務当局の審査の対象となる期間のことで、各管轄区域の出訴期限法により定められる。タックス・ポジションに関する運営者の判断はレビューの対象となっており、これに係わる税法、規制および解釈指針に関する現在継続中の分析などを含め、その他さまざまな要因に基づき、後日調整される可能性がある。

3. 公正価値測定

本社債は、注記2(b)に記載された方針に従って評価される。このような評価には固有の不確実性があるため、推定された評価は、近い将来最終的に認識される金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

2018年3月29日現在、トラストは投資を保有しておらず (2017年は9,854,448豪ドル)、純資産に占める割合は0% (2017年は98.89%) である。前年の数値は、容易に確認できる市場がないため、管理会社の誠意で見積もられている。公正価値の測定にあたっては、未監査の財務データを一部採用しているものもある。また、代替的な公正価値測定方法を用いることにより、財務諸表に記載される投資資産の公正価値測定額とは異なる場合がある。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

3. 公正価値測定 (続き)

米国GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する当局の指針に従い、トラストは、公正価値の測定に用いられる評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおいて行った投資の公正価値を開示している。公正価値は、測定日における市場参加者との通常かつ適時の取引においてトラストが資産の売却によって受け取るようになる価格、または負債の移転のために支払うことになる価格として定義される。この指針において重視される点は、公正価値が市場ベースの測定によるものであり、市場参加者が資産または負債を価格付けする際に用いる仮定に基づいて決定される、ということである。

この指針では、3階層の公正価値ヒエラルキーを設定しており、これにより、以下のとおりに識別される。

- (i) 報告主体から独立した情報源から入手した市場データに基づき、市場参加者が資産または負債の価格決定に用いる仮定を反映したインプット (観察可能なインプット)
- (ii) その状況において用いることのできる最善の情報に基づき市場参加者が資産または負債の価格設定に用いる、および開示目的で公正価値測定の分類を行うための仮定についての、報告主体自身の仮定を反映したインプット (観察不能なインプット)

本社債の価値を決定するにあたっては、さまざまなインプットが用いられる。公正価値を測定するために用いられる評価技法においては、観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にする。インプットは大別して次の3つに分類され、レベル1が最も高い優先順位を与えられている。

- レベル1 活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格に基づく評価をいう。
- レベル2 同一の資産の市場がなく、同様の資産の利回り曲線や、取引が強制破産や清算売却に伴うものでない場合の同様の資産の取引などの、観察可能なインプットまたは観察可能な市場データに基づく資産または商品の価値の見積りを含むインプット。
- レベル3 観察可能なインプットがないもの。(強制破産や清算売却を除き、市場活動がほとんどないか全くないもの)。

観察不能なインプットは、観察可能なインプットが入手できない場合にのみ用いるものとし、これにより測定日において資産または負債に関する市場活動が(あるとしても)ほとんど行われていないような状況を考慮に入れることができる。観察不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を価格算定する際に用いる仮定(リスクについての仮定を含む)についての、トラスト自身の仮定を反映し、トラスト自身のデータを含む、その状況において入手可能な最善の情報に基づいて設定する。ただし、市場参加者の仮定は無視されてはならず、したがって、市場参加者が異なる仮定を用いることを示すような情報が、不当な費用と努力を払うことなしに合理的に入手可能な場合には、観察不能なインプットを設定するにあたり、トラスト自身のデータを調整する。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

3. 公正価値測定 (続き)

本社債の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも本社債への投資に係るリスクの指標となるものではない。以下の表は、公正価値ヒエラルキーにおいて、会計期間/年度末におけるトラストの金融資産を分析したものである。

2018年3月29日 (運用を終了した日)	レベル3
投資 (公正価値)	-
2017年7月31日	レベル3
投資 (公正価値)	9,854,448

本社債の公正価値は、観察不能なインプットを組み込んだ評価技法を用いて導き出されることから、レベル3とみなされる。かかる評価インプットは、価格決定補遺に定める規定に基づいて算定する。本社債の評価額は、各評価日、つまり各月最終営業日から管理会社が独自の裁量で適宜決めることができる営業日 (以下「評価日」という) において、債券ポートフォリオである本社債の原資産およびファンド、RPM SPCグローバル・フューチャーズ・セレクション・エンハンスド・リスク分別ポートフォリオの価格、数量、割合を考慮した方法に従って決定する。

債券ポートフォリオは、最初の評価日の適用レート、本社債の満期日、および債券ポートフォリオの想定固定クーポンの支払い時期と金額を基準に計算される。トラストの純資産価値の割合は本社債の評価額の計算にあたって受益者に適用される。

米国GAAPは、その公正価値の決定に重要な観察不能なインプットを用いる資産を調整することを要求している。以下の表は、公正価値におけるレベル3の投資についての追加情報を示している。

	投資 (公正価値)
2017年7月31日現在の残高	9,854,448
投資の未実現益の実現純額	(64,684)
投資の売却益	(9,789,764)
2018年3月29日 (運用を終了した日) 現在の残高	-

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

3. 公正価値測定 (続き)

	投資 (公正価値)
2016年7月31日現在の残高	11, 752, 356
投資の未実現益の実現純額	(636, 779)
投資の売却益	(1, 261, 129)
2017年7月31日現在の残高	9, 854, 448

2018年3月29日終了会計期間/年度 (運用を終了した日) および2017年7月31日終了会計年度におけるレベル3資産の構成の変化はない。

トラストは、本社債元本金額の0.84%の固定クーポンを受け取り、これは損益計算書の受取利息として開示される。このクーポンは、販売会社報酬、代行協会員報酬、報酬代行報酬、およびトラストのその他の手数料、費用、負債の支払いに充当される。したがって受益者は本社債による当該固定クーポンの分配を請求する権利は有しない。

4. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

本財務諸表の他の項目に開示されている場合を除き、関連当事者間で同意された条件における重要な関連当事者間取引は、以下のとおりである。

(a) 報酬代行会社報酬

クレディ・スイス・インターナショナル (以下、「報酬代行会社」という) は、トラストに計算代行サービスを提供し、発行手取金から差し引かれる手数料 (以下、「設立費用報酬」という) を受け取っており、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。また、報酬代行会社には「運営費用報酬」も支払われ、これは本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。運営費用報酬は、本ファンドの想定残高に対して年率0.44%とする。管理会社報酬が運営費用報酬が管理会社報酬、受託会社報酬、管理事務代行報酬および保管報酬を賄えない限りにおいては、報酬代行会社は報酬代行会社任命証書の条項に従って未決済残額に対する責任を負う。

(b) 管理会社報酬

クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッドは、トラストの管理会社であり、設立証書に基づき受益証券を発行する権限を有しているため関連当事者である。年当たり5,000米ドルの管理会社報酬は、運営費用報酬から報酬代行会社によって管理会社に支払われる。

(c) 代行協会員報酬

本ファンドの想定残高に対して年率0.10%の報酬が代行協会員に支払われる。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

4. 関連当事者間取引 (続き)

(d) 販売報酬

本社債の想定残高に対して年率0.30%の報酬が販売会社に支払われる。この報酬は、本社債から本ファンドに支払われるクーポンにより賄われる。

(e) 受託報酬

BNYメロン・ファンド・マネジメント (ケイマン) リミテッド (以下、「受託会社」という) は、設立証書に基づきトラストを設立する権限を有しているため関連当事者である。受託会社には、受託報酬として、運営費用報酬から20,000米ドルの年間報酬が報酬代行会社により支払われる。

(f) 管理事務代行報酬

バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのシンガポール支店 (以下「副管理事務代行会社」という) は、受託会社との関係に基づく関連当事者であり、運営費用報酬から年間総額40,000米ドルの管理事務代行報酬が報酬代行会社によって副管理事務代行会社に支払われる。また、副管理事務代行会社は立替費用の払い戻しを受ける権利を有する。

(g) 保管報酬

クレディ・スイス銀行シンガポール支店 (以下「保管銀行」という) は管理会社の関係に基づく関連当事者である。保管報酬が支払われる予定はないが、発生した範囲において、運営費用報酬を使って報酬代行会社により支払われるものとする。また、保管銀行は立替費用と保管取引報酬について払い戻しを受ける権利を有する。

5. 受益者資本

会計期間/年度中の受益証券口数の変動は、以下のとおりである。

	対象期間：2017年8月1日 ～2018年3月29日 (運用を終了した日)	終了の会計期間 2017年7月 31日
発行済受益証券口数 (会計期間/年度始期 現在)	86,860	97,280
会計期間/年度中における買戻口数	(86,860)	(10,420)
発行済受益証券口数 (会計期間/年度末現 在)	-	86,860

トラストのクローズド期間は2010年4月1日から2010年10月30日までとし、補遺目論見書に記載の例外規定に該当する場合を除き、当該期間に受益証券の買い戻しはできない。クローズド期間の終了後、投資家は月に1度管理会社に買戻請求を行うことができる。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド (クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

5. 受益者資本 (続き)

買戻価格は、関連する買戻日の直前の評価日、つまり各月8日目営業日から管理会社が独自の裁量で決定することができる買戻日 (を含む) に (以下「買戻日」)、関連する純資産額を当該評価日付の発行口数によって割り、そこから該当する買戻手数料を引いて計算される。

本社債の買戻手数料は、早期償還でも本社債満期日前に支払うことができる。当該買戻手数料は受益証券の買戻しを行った受益者が負担するものとし、その料率は、買い戻される社債ごとに、適用される買戻日の直前の評価日が属する期間に応じ、以下のスライド方式に従い決定される。

- 2010年3月31日から2011年3月31日 (いずれも当日を含む) まで: 1口当たり100豪ドルの本社債額面 (以下、「本社債額面」という) に対して5.0%
- 2011年4月1日から2012年3月31日 (いずれも当日を含む) まで: 本社債額面の4.0%
- 2012年4月1日から2013年3月31日 (いずれも当日を含む) まで: 本社債額面の3.0%
- 2013年4月1日から2014年3月31日 (いずれも当日を含む) まで: 本社債額面の2.0%
- 2014年4月1日から2015年3月31日 (いずれも当日を含む) まで: 本社債額面の1.0%
- 2015年4月1日から最終償還日 (いずれも当日を含む) まで: なし

買戻手数料は受益証券保有者に支払われる買戻価格から控除される。

6. リスクファクター

通常の営業活動の過程において、トラストは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクにつながる可能性を有する金融商品である本社債に投資する。この額は財務諸表上明らかではない。

(a) 市場リスク

市場リスクは、トラストが保有するポジションに影響を及ぼす金利、為替レート、株価および商品価格の変動リスクである。本社債が期末前に満期となったことから、トラストは現在、市場価格で評価される金融商品について市場リスクに晒されていない。

(b) 信用リスク

信用リスクは、取引先の債務不履行のリスクである。信用リスクは、取引所外における金融商品取引については、取引先に対する取引所の清算機構の支援がないため、よりリスクが高くなる。トラストを信用リスクに晒す可能性のある金融資産は、現金および保有していた本社債である。すべての金融資産は信頼できる金融機関が保管するため、受託会社は信用リスクによる重大な損失を見込んでいない。

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

6. リスクファクター (続き)

(b) 信用リスク (続き)

最大信用リスクは、貸借対照表に記載の各金融商品の簿価に相当する。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、トラストがそのコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。本社債は組織的公開市場で取引されないため、基本的に流動性がない。また、トラストは、本社債への唯一の投資家である。これらのため、トラストは現金化する必要がある場合、または特定の発行体の弁済能力が悪化するなどの状況に対応するため、公正価値に近い価格で投資を即座に現金化することができない可能性がある。

2018年3月22日に本社債が満期となったことから、トラストは現在、流動性リスクに晒されていない。

7. 財務ハイライト

	対象期間：2017年8月 1日～2018年3月29日 (運用を終了した日)	2017年7月 31日 終了の 会計期間
受益証券1口当たりの運用実績：		
受益証券1口当たりの純資産価値 (会計期間/ 年度始期現在)	114.72	121.66
投資運用からの受益証券1口当たり (損) 益 ⁽¹⁾		
投資純益*	-	-
投資に係る未実現純益	14.53	2.13
投資に係る未実現純 (損失)	(129.25)	(9.07)
	(114.72)	(6.94)
受益証券1口当たりの純資産価値 (会計期間/ 年度末現在)	-	114.72
総利回り ⁽²⁾	(100.00)%	(5.70)%
平均純資産額に対する割合 ⁽³⁾		
運用およびその他費用	0.43%	0.72%
投資純益	-	-

(1) 受益証券1口当たり投資純益は、会計期間/年度中の各月末現在の平均発行済受益証券口数を用いて計算される。投資取引による受益証券1口当たり未実現純益 (損失) の変動額は、会計期間/年度中に不均衡な受益証券の発行や買戻し、および不均衡な損益の認識が行われることから、受益証券1口

グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド
(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト (ケイマン) IIのサブ・トラスト)

財務諸表に対する注記 (続き)

2018年3月29日 (運用を終了した日)
(豪ドルで表示)

7. 財務ハイライト (続き)

当たり純資産価値の変動と、表示されたその他の受益証券1口当たりの情報とを一致させるために必要な金額である。

- (2) 受益証券の総利回りは、受益証券1口当たりの期末現在の純資産価値と期首現在の純資産価値とを比較することにより計算され、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。各投資家の利回りは、資本取引のタイミングにより、これらとは異なることがある。
- (3) 平均純資産額は、各月末に測定される加重平均純資産額を用いて決定されており、1年を超える期間については年率換算されておらず、12ヵ月未満の期間については比例配分されていない。

* 受益証券1口当たり0.005豪ドル未満、または2018年3月29日 (運用を終了した日) および2017年7月31日に終了した会計期間/年度に関して0.005%未満。

8. 後発事象

トラストは、本社債の満期に伴い、2018年3月29日に運用を停止した。9,442,208豪ドルの未払買戻金は、2018年3月29日時点で保有していた現金を用いて、2018年3月29日以降に全額決済された。受託会社は、財務諸表の承認後、トラストが整理・解散することを望んでいる。

上記に述べた内容を除き、2018年3月29日以降、財務諸表において開示が求められる事象は発生していない。

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

(3) 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2010年3月31日		投資信託契約終了時の状況 ^(*)	
	投資信託契約終了日	2018年3月29日		資産総額 (豪ドル)	9,644,468.46
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時 ^(*)	差引増減又は追加信託	負債総額 (豪ドル)	5,921.30
受益権口数	821,730	84,590	(737,140)	純資産総額 (豪ドル)	9,638,547.16
元本額 (豪ドル)	82,173,000.00	8,459,000.00	(73,714,000.00)	受益券口数	84,590
毎計算期末の状況				一単位当たり償還金 (豪ドル)	113.94
計算期	元本額 (豪ドル)	純資産総額 (豪ドル)	基準価格 (豪ドル)	一単位当たり分配金	
				金額 (豪ドル)	分配率 (%)
第1期	82,173,000.00	79,869,693.80	97.20	0	0
第2期	65,143,000.00	64,736,861.71	99.38	0	0
第3期	43,625,000.00	46,842,417.33	107.38	0	0
第4期	23,804,000.00	25,464,341.68	106.98	0	0
第5期	18,408,000.00	19,749,020.70	107.28	0	0
第6期	15,144,000.00	17,386,049.26	114.80	0	0
第7期	9,728,000.00	11,835,447.36	121.66	0	0
第8期	8,686,000.00	9,964,941.76	114.72	0	0
信託期間中一単位当たり総収益金及び年平均収益率				13.94	1.74%

(*) 最終評価日である2018年2月28日時点の数値を記載している。